

1. 会合名	外国証券の取引等に関するワーキング・グループ
2. 日 時	2024 年 10 月 23 日（水）午前 10 時 30 分～午前 11 時 30 分
3. 議 案	1. 自主規制規則の見直し提案を受けた「外国証券の取引に関する規則」の見直しについて 2. 外国証券の移管事務の効率化について
4. 主な内容	1. 自主規制規則の見直し提案を受けた「外国証券の取引に関する規則」の見直しについて 本協会では、本年 4 月 17 日から 5 月 16 日までの間、協会員等に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行っていたところ、「外国証券の取引に関する規則」（以下「外国証券規則」という。）における、「外国取引」の定義に係る提案が寄せられた。当該見直し提案を受けた対応の方向性及び検討にあたっての論点について、事務局より資料 1 に基づき説明が行われた。 （主な意見等） ・端株の注文を取次ぐ先の外国証券業者は、端株の取扱いを専門としている業者か。（委員等） ⇒特に端株専業ではなく、通常の証券会社を想定している。（事務局） ・複数の顧客からの端株の注文を集約し整数株以上になった場合、整数部分は外国証券取引所に売買注文を出し、端株部分は外国証券業者との相対取引になるという理解でよいのか。（委員等） ⇒提案会社の想定するスキームではご理解のとおりである。（事務局） ・資料 1 の 4 ページに、「米国における ATS やマーケットメイカーについては価格形成機能を有すると考えられることから、外国の金融商品市場に含まれるものと整理する」とあるが、外国証券規則における、「外国の金融商品市場」の定義はそのまま、外国証券業者がこれらに該当する場合のみ「外国の金融商品市場」として認められるということか。それとも、ATS とマーケットメイカー、外国証券業者のように、取次ぐ先を 3 つ列挙する形で定義を修正するのか。（委員等） ⇒外国証券業者は金融商品市場そのものではないため、外国証券業者への取次ぎも外国取引に含まれることを規則に追記する想定である。また、現行の外国証券規則においても、「外国の金融商品市場」に ATS やマーケットメイカーが含まれると解釈しているものの、今般の改正を機に明文化することを想定している。（事務局）

・仮に外国証券取引所において整数株の売買が成立せず、整数株部分も外国証券業者との相対取引になった場合でも、当該取引が外国取引に含まれると整理する理解でよい。(委員等)

⇒ご理解のとおり。外国取引の対象となる取次先として外国の金融商品市場と外国証券業者を同列にするからには、必ずしも端株に限定する必要はないと考えている。(事務局)

・外国証券取引約款等にも外国取引の定義を記載しているため、規則改正する場合、約款の修正を行う必要があるが、どのタイミングで顧客に周知するか現時点で整理しているか。(委員等)

⇒今回に限った話ではなく(改定の効力発生前であればよいので)、改定後の約款を顧客に周知するタイミングは各社で判断する事項であるため、特段こうすべきということはないが、必要に応じて個別にご相談いただきたい。(事務局)

・分別管理に関する論点は資料に記載のとおりで異論はない。約定した端株部分が残った場合、端株をカストディに移して管理できるのか、それとも、外国証券業者で管理し続けるのかという点は確認する必要があると思われる。また、端株の売買は、外国証券業者が価格を決定するため、店頭取引における価格の透明性の論点など、諸外国で適切なルールがあればそれらを遵守しているか、もしくは、外国証券業者が適切なルールを作っているか等も含めて、国内の証券会社が確認すべき事項である。(委員等)

2. 外国証券の移管事務の効率化について

本協会では、本年5月に、証券業におけるミドル・バックオフィス業務の効率化について業界横断的な検討を行うため、本協会会長の諮問機関として「証券業におけるミドル・バックオフィス業務の効率化に向けた懇談会」を設置した。

ミドル・バックオフィス業務の効率化に関連し、特定口座における外国証券の移管事務が煩雑であるため効率化できないかとの指摘があったことから、本年7月に意見照会を行ったところである。本意見照会の結果を踏まえた具体的対応案について、事務局より資料2に基づき説明が行われた。

(主な意見等)

・外国証券の移管事務において、CSVファイルは複数回のやりとりが想定され、メールの返信が重なり何度目のやりとりか分かりにくくなるため、CSVファイルの各銘柄に「1:出庫」や「2:返信」のようなステータスの項目を付けることも一案である。また、SSI情報をCSVファイルの項目に追加することに異論はないが、記載されたデータを照合するために、移管前に詳細な

	SSI 情報を統一フォーマットで交換しておくことも考えられる。(委員等) 以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	公社債・金融商品部（03-6665-6772）